

# 防火管理者選任等状況

項 別		区 分	防火管理者を必要とする対象物							
			消 防 署	苫 前 支 署	古 丹 別 支 署	初 山 別 支 署	遠 別 支 署	天 塩 支 署	幌 延 支 署	計
(一)	イ	劇場・映画館								
	ロ	公会堂・集会所	6	5	5	2	1	3	3	25
(二)	イ	キャバレー・カフェー					1		1	2
	ロ	遊技場・ダンスホール	2				1	2		5
	ハ	性風俗関連特殊営業を含む店舗								
	ニ	カラオケボックス等								
(三)	イ	待合・料理店								
	ロ	飲食店	6	1	3	2	2	9	1	24
(四)		百貨店・マーケット・物品販売業	8				1	5	1	15
(五)	イ	旅館・宿泊所	17	3	1	1	6	4	3	35
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	2	2					6	10
(六)	イ	病院・診療所又は助産所	2	1	1		1	1	1	7
	ロ	老人短期入所施設等	2		1	2	1	1	2	9
	ハ	老人デイサービスセンター等	3	2	1	2	1	3	2	14
	ニ	幼稚園・特別支援学校	1							1
(七)		小・中・高等学校・各種学校	4	2	3	2	3	4	2	20
(八)		図書館・博物館・美術館等	2	1		1		1	3	8
(九)	イ	サウナ浴場								
	ロ	イに掲げる以外の公衆浴場								
(十)		車両停車場								
(十一)		神社・寺院・教会	7	8	4	6	5	7	2	39
(十二)	イ	工場又は作業場	1						1	2
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ								
(十三)	イ	自動車車庫・又は駐車場								
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫								
(十四)		倉庫								
(十五)		前項に該当しない事業場	11	4	2	5	3	5	5	35
(十六)	イ	複合用途防火対象物	9	1	2	3	7	12	10	44
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物							2	2
(十七)		重要文化財								
計			83	30	23	26	33	57	45	297